

第二編 大学院健康科学研究科

目 次

(大学院健康科学研究科)

【注】 学生生活の全般（学修支援、安心・安全・相談、サークル活動など）については、第一編「健康科学部・助産学専攻科」の該当箇所を参照してください。

第1章 「教育方針」	1
1 新見公立大学大学院の基本理念・教育目標	1
2 看護学専攻（博士前期課程）の「3つの方針（ポリシー）」	1
3 看護学専攻（博士後期課程）の「3つの方針（ポリシー）」	5
4 地域福祉学専攻（修士課程）の「3つの方針（ポリシー）」	8
第2章 「学修」	12

学修に関する下記の事項は、専攻ごとにホームページに掲載しています。

学 修 の 手 引 き

- 入学から修了までのスケジュール概要
- 開設授業科目及び単位数
- 修了要件
- 単位の修得
- 履修科目の登録
- 単位の認定
- 成績評価
- 試 験
- 授 業
- 研究計画書、研究構想発表会・中間発表会
- 論文作成
- 論文要旨作成要領
- 論文審査基準
- 修了
- 学位に関する要項・要領・基準

第3章「授業料・奨学金」	13
1 授業料・各種納付金	13
1) 入学金、授業料、後援会費	13
2) 長期履修学生の授業料	13
3) 学生教育研究災害障害保険金（学研災）と学研災付帯賠償責任保険（学研賠）	14
4) 学友会費	15
2 経済支援	15
1) 授業料免除及び徴収猶予	15
2) 奨学金制度	16
第4章「大学院関係の規則、規程等」	18
1 新見公立大学大学院学則	18
2 新見公立大学大学院入学資格審査要項	27
3 新見公立大学学位規程	32
4 新見公立大学大学院履修規程	37
5 新見公立大学大学院長期履修規程	39
6 新見公立大学の学生成績評価に GPA 制度を併用するための規程.....	43

第1章 「教育方針」

1 新見公立大学大学院の基本理念・教育目標

1) 大学院の理念

学術の理論及び応用を教授研究し、深奥を究め、学術と教育の振興を図り、保健・医療・福祉の増進と地域医療の発展に寄与するとともに、学術研究を創造的に推進する優れた研究者並びに高度で専門的な知識と能力を有する職業人を育成することを目的とする。

2) 各専攻・課程の教育目標

看護学専攻（博士前期課程）

保健・医療・福祉分野における様々な課題に主体的に取り組み、地域医療に貢献するとともに、総合的な調整能力とリーダーシップを有する看護専門職者、看護研究者・教育者の育成を目指す。

看護学専攻（博士後期課程）

中山間地域に暮らすすべての世代の「こころ」と「身体」の健康を支えるために、以下の能力を有し、全世代型地域包括ケア看護学の深化・推進に貢献する質の高い看護研究者の育成を目指す。

地域福祉学専攻（修士課程）

中山間地域の課題解決のために活躍する福祉学の視点からみた全世代型地域包括ケアを追究・実践するリーダーを育成する。

2 看護学専攻（博士前期課程）の「3つの方針（ポリシー）」

看護学専攻（博士前期課程）「修了の認定に関する方針」（ディプロマ・ポリシー）

研究科の定める期間在学し、研究科の教育目標及び教育目的に沿って編成された教育課程（カリキュラム）のもとで、以下に示す資質や能力を修得するとともに、必要な研究指導を受けた上、修士論文を提出しその審査及び最終試験に合格した者に、修士(看護学)の学位を授与される。

- | | |
|--|--------------------|
| ① 所定の単位数の修得、修士論文の作成等のほか、特別研究Ⅰ・Ⅱにおいて、研究に主体的に取り組み、研究者としての基礎的能力を身に付けている。 | 【研究力】 |
| ② 看護学の課題への真摯な探究によって、専門職業人としての高い倫理観と看護学発展のための広い視野と行動力を身に付けている。 | 【看護力】 |
| ③ 地域社会の看護上の課題へ取り組むために必要な、連携能力や課題解決のための人材活用など、包括的な人間関係能力と実践力・教育力を身に付けている。 | 【看護実践力・教育力】 |

修了要件

看護学専攻(博士前期課程)の修了要件は、2年以上在学し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文を提出して、その審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては優れた研究業績を上げた者については、当該課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

院 第1章 「教育方針」

看護学専攻（博士前期課程）「教育課程の編成及び実施に関する方針」（カリキュラム・ポリシー）

【教育課程の考え方】

看護学専攻(博士前期課程)では、ディプロマ・ポリシーに掲げた資質・能力を修得した人材を育成するために、以下のような方針で教育課程（カリキュラム）を編成する。

- ① 研究力を身に付けるため、看護研究に関する科目を配置する。
- ② 看護に関する広い視野と行動力を身に付け看護学の発展に貢献するための科目を配置する。
- ③ 「地域生活支援看護学領域」では、地域生活における看護の課題を探究する科目を配置する。中山間地域で生活する人々の看護の課題、在宅療養者の健康と生活課題への支援、保健・医療・福祉の連携などの討論を通して実践力・教育力を高める。
- ④ 「療養支援看護学領域」では、療養生活の場の移行に伴う連携を探究する科目を配置する。生活習慣病やがん患者の在宅医療、精神疾患患者の社会復帰、育成期に多い疾病による家庭療養や子育てに係わる課題を分析し、医療機関から在宅や地域などへの療養の場の移行やそれを支える専門職の役割と機能、職種間の連携などの討論を通して実践力・教育力を高める。

【学修内容及び学修方法】

教育課程（カリキュラム）は、共通科目と専門科目で構成される。

共通科目では、学生の研究手法に関する知識・技術を修得するとともに、与えられた研究課題に関する文献を精読し、その結果について発表・討論することを通じて、研究者としての基礎的能力を身に付ける。

専門科目では、学生の関心に応じて「地域生活支援看護学領域」と「療養支援看護学領域」のいずれかを選択履修する。「地域生活支援看護学領域」では、地域生活における看護の課題を探究する講義・演習を通じて、中山間地域で生活する人々の看護の課題、在宅療養者の健康と生活課題への支援、保健・医療・福祉の連携などの討論をとおして実践力・教育力を高める。「療養支援看護学領域」では、療養生活の場の移行に伴う連携を探究する講義・演習を通じて、生活習慣病やがん患者の在宅医療、精神疾患患者の社会復帰、育成期に多い疾病による家庭療養や子育てに係わる課題を分析し、医療機関から在宅や地域などへの療養の場の移行やそれを支える専門職の役割と機能、職種間の連携などの討論をとおして実践力・教育力を高める。

また、「演習・研究」では、各領域に関する研究に取り組み、修士論文の作成・発表を通じて、独自の課題について、主体的に考究・発信する能力を身につける。

【学修成果の評価方法】

講義科目、演習科目においては、シラバス等に記載されている到達目標の達成度に従い、成績評価の方法（発表内容や課題、レポートなど）を用いて評価する。

修士論文においては、複数の審査員が、下記の「看護学専攻(博士前期課程)修士論文審査基準」に基づいて、①表題、②目的・背景、③研究方法、④結果、⑤考察、⑥看護の視点、⑦完成度、⑧プレゼンテーションを総合的に判断し、評価する。

修士論文

○審査・評価項目

[表題]

- ・論文内容を反映した表題である。

[目的・背景]

- ・文献検討が十分されている。
- ・研究目的が明確である。
- ・新規性・独創性がある。

[研究方法]

- ・対象の選定が適切である。
- ・データ収集方法が適切である。
- ・分析方法が適切である。
- ・倫理的配慮がなされている。

[結果]

- ・目的に沿った分析結果を記述している。
- ・図表の表し方が適切である。
- ・結果の信頼性や再現性・適用範囲が明確である。

[考察]

- ・結果に基づいた考察である。
- ・目的に沿った考察である。
- ・先行研究との比較、文献引用が適切である。

[看護の視点]

- ・看護活動の向上、改善に役立つものである。

[完成度]

- ・論文に一貫性がある。
- ・誤字・脱字がない。
- ・文章表現が適切である。

[プレゼンテーション]

- ・わかりやすさ、説得力がある。
- ・質問に対する回答が明確である。

○審査・評価基準

上記項目についての判断をもとに、修士論文として適しているか否かを総合的に判定する。

院 第1章 「教育方針」

看護学専攻（博士前期課程）「入学者の受入れに関する方針」（アドミッション・ポリシー）

【基本方針】

看護学専攻（博士前期課程）にあつては、看護師免許（取得見込みの者を含む）を有し、かつ学士を有する者（取得見込みの者を含む）を受け入れる。ただし、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる場合は、出願資格を与える。

健康科学研究科看護学専攻（博士前期課程）では、【Ⅰ期】一般・特別入試（社会人）、【Ⅱ期】一般・特別入試（社会人）により入学者選抜試験を実施し、看護学の視点からみた全世代型地域包括ケアを追究・実践し、地域医療を支える人材として、幅広い知識と研究力・教育力を有する質の高い看護専門職の育成のために、以下の資質を持つ優れた人材を幅広く求めている。

- | | |
|--|-------------|
| ① 看護学への深い関心と研究課題への強い探究心を有している人 | 【看護学の探究心】 |
| ② 地域医療・看護学の発展に寄与する明確な研究テーマを有している人 | 【研究テーマの明確化】 |
| ③ 将来、看護実践者・教育者・研究者としてキャリア形成への意欲と必要な能力を有している人 | 【キャリア形成力】 |
| ④ 研究を進める上での英語力を有している人 | 【英語力】 |

【入学までに修得すべき学力・能力】

入学時において、全世代型地域包括ケア看護を追究・実践するために、最も基本的な看護および地域医療に対する高い関心を持っている必要がある。その上で、本専攻を修了後、看護の視点から全世代型地域包括ケアを追究・実践する看護実践者・研究者・教育者として活躍するという意欲が必要である。そのために、地域医療における看護の役割と多職種連携に関する知識や見識を広げておくことが必要である。

【入学後に身につける能力】

入学後は2年をかけて、研究に主体的に取り組み、研究者としての基礎的能力を修得する。また、看護学の視点からみた全世代型地域包括ケアを追究・実践する専門職業人としての高い倫理観と看護学発展のための広い視野と行動力を修得する。さらに、地域社会の看護上の課題へ取り組むために必要な、連携能力や課題解決のための人材活用など、包括的な人間関係能力と実践力・教育力を修得する。

【入学者選抜の基本方針】

入学者の選抜は、筆記試験として専門科目（小論文）と英語、面接による総合的判定とする。専門科目（小論文）および英語においては、看護学の専門分野に関する設問と看護学の英文読解の設問により、アドミッション・ポリシーに掲げる学習者としての基礎的能力を評価します。成績証明書及び研究志望調書は面接の参考とする。

また、4年制大学の卒業生だけでなく短期大学や専修学校の卒業生で一定の要件を満たす者で、本学大学院において行う個別の出願資格審査により、学士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた人に出願資格を与える。

■入学者選抜方法における重点評価項目（求める人物像と入学者選抜方法との対応表）

区分		看護学の探求心	研究テーマの明確化	キャリア形成力	英語力
専門科目 （小論文）	一般入試	○	○	○	
	特別入試（社会人）	○	○	○	
英語	一般入試				○
	特別入試（社会人）				○
面接	一般入試	○	○	○	
	特別入試（社会人）	○	○	○	

○は重視する要素

3 看護学専攻（博士後期課程）の「3つの方針（ポリシー）」

看護学専攻（博士後期課程）「修了の認定に関する方針」（ディプロマ・ポリシー）

研究科の定める期間在学し、研究科の教育目標及び教育目的に沿って編成された教育課程（カリキュラム）のもとで所定の単位数以上を修得し、以下に示す資質や能力を修得するとともに、必要な研究指導を受けた上、博士論文を提出して、その審査及び最終試験に合格した者に、博士（看護学）の学位を授与する。

- ① 研究者としての高い倫理観と使命感を持ち、課題解決に向け主体的に取り組む姿勢を有している。
【研究者としての態度】
- ② 全世代のこころと身体の健康を支援する地域包括ケアを構想し、課題を追究、解決する能力を有している。
【構想力・課題解決力】
- ③ 地域医療・看護の質の向上と発展に寄与する研究を自ら構想・遂行する能力を有している。
【研究力】

修了要件

看護学専攻（博士後期課程）の修了要件は、3年以上在学し、19単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文を提出して、その審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては優れた研究業績を上げた者については、当該課程に2年以上在学すれば足りるものとする。

看護学専攻（博士後期課程）「教育課程の編成及び実施に関する方針」（カリキュラム・ポリシー）

【教育課程の考え方】

看護学専攻（博士後期課程）では、ディプロマ・ポリシーに掲げた資質・能力を修得した人材を育成するために、以下のような方針で教育課程（カリキュラム）を編成する。

- ① 保健・医療・福祉システムにおける看護政策の動向を踏まえ、研究に必要な倫理について理解し、看護の現状と課題・あり方について探究する力を養う科目を配置する。
- ② 全世代型地域包括ケア看護学を構想し、その深化・推進に貢献する質の高い看護専門職を育成する科目を配置する。
- ③ 中山間地域で生活する人々の看護の課題、こころと身体の健康と生活課題への支援、保健・医療・福祉の連携を含めた地域の現状や将来予測を踏まえ、看護の課題を探究し、分析する力を養う科目を配置する。
- ④ 医療機関から在宅や地域などへの療養の場の移行やそれを支える専門職の役割と機能、職種間の連携などを探究する科目を配置する。
- ⑤ 研究力を深化させ、看護に関する広い視野を身につけ看護学の発展に貢献する力を養う科目を配置する。

【学修内容及び学修方法】

教育課程（カリキュラム）は、基盤科目、専門科目、研究科目で構成される。

基盤科目では、地域の保健医療の課題に関する講義や討論、文献抄読を通じて、地域医療に貢献するための思考力や研究力、課題解決力、マネジメント力を育成する。

専門科目では、学生の関心に応じて「地域支援システム看護学領域」と「継続療養支援開発看護学領域」のいずれかを選択履修する。「地域生活支援看護学領域」では、中山間地域で生活している全世代を

院 第1章 「教育方針」

対象とした健康問題を取り上げ、講義と文献抄読・討論により、健康支援や介護予防の視点から看護の課題および支援方法について探究し、多職種間の連携やマネジメントを行い、地域の支援システムに看護の視点から提言ができる能力を養う。「継続療養支援開発看護学領域」では、医療機関で療養している患者の看護ケアに関する問題を取り上げ、講義と文献抄読・討論により、病院医療から在宅医療などへの移行に伴う職種間の連携や看護専門職の役割と機能、在宅療養者とその家族へアプローチするための分析力、看護実践力、教育力を基に新たな看護モデルの開発ができる能力を養う。

また、「演習・研究」では、各領域に関する研究に取り組み、博士論文の作成・発表を通じて、研究力を深化させ、看護に関する広い視野を身につけ看護学の発展に貢献する力を養う。

【学修成果の評価方法】

講義科目、演習科目においては、シラバスに記載されている到達目標の達成度に従い、成績評価の方法（発表内容や課題、レポートなど）を用いて評価する。

博士論文においては、複数の審査員が、下記の「看護学専攻(博士後期課程)博士論文審査基準」に基づいて、①学術的重要性・妥当性、②研究計画・方法の妥当性、③研究の独創性及び新規性、④倫理的配慮、⑤論旨の明確性、一貫性、⑥博士論文発表会での回答の適切性を総合的に判断し、評価する。

博士論文の審査基準

博士論文は、「看護学」の学位を授与できる学術論文として、完成度を備えていることを客観的に評価できた論文とする。客観的に評価する指標として「看護学専攻博士後期課程博士論文審査基準」を示し公表する。

【博士論文】

○審査・評価項目

[学術的重要性・妥当性]

- ・学術的に重要な価値ある研究テーマである。
- ・看護学として重要な知見を有し意義がある。
- ・看護学の発展に貢献し、波及効果が期待できる。
- ・看護実践を進展させる有用性がある。

[研究計画・方法の妥当性]

- ・研究構想や研究目的が明確である。
- ・研究目的を達成するために、研究方法は十分に練られている。
- ・科学的根拠に基づいた研究方法を用いている。
- ・対象選定、データ収集方法が適切である。
- ・結果の信頼性や再現性・適用範囲が明確である。
- ・先行研究との比較、文献引用が適切である。

[研究の独創性及び新規性]

- ・独創性、新規性のある研究である。
- ・看護学としての新しい知見を有している。
- ・看護学を進展させる新たな可能性を有している。

[倫理的配慮]

- ・文献データならびに資料の引用・出典の明示がある。
- ・研究方法、対象選定など倫理的配慮は、法令等に従い、所定の手続き・対策を講じている。

[論旨の明確性、一貫性]

- ・論理の展開に一貫性がある。
- ・要旨は明確である。
- ・適切な文章表現で結果に基づき的確に考察している。

[博士論文発表会での回答の適切性]

- ・発表はわかりやすく説得力がある。
- ・質疑応答の回答内容は明確かつ適切である。
- ・質問に対する回答が明確である。

○審査・評価基準

上記項目についての判断をもとに、博士論文として適しているか否かを総合的に判定する。

看護学専攻（博士後期課程）「入学者の受入れに関する方針」（アドミッション・ポリシー）

【基本方針】

本学健康科学研究科看護学専攻(博士後期課程)にあつては、学校教育法施行規則第156条第7号の規定に基づいて、看護師免許を有し、かつ修士または専門職学位を有する者(取得見込みの者を含む)を受け入れる。ただし、個別の入学資格審査により、修士または専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められる場合は、出願資格を与える。

本学研究科看護学専攻(博士後期課程)では、以下の受入方針に従って、優れた人材を幅広く求めている。

- | | |
|---|-------------------|
| ① 論理的思考力、語学力、コミュニケーション力に加え看護学の専門的知識・技術を有している人 | 【基礎的研究力】 |
| ② 地域医療・看護の現状に対して明確な問題意識を有している人 | 【明確な問題意識】 |
| ③ 地域医療・看護に対する深い関心と科学的探究心を有している人 | 【看護学の探究心】 |
| ④ 自己研鑽し、社会に貢献しようとする意志を有している人 | 【社会貢献への意欲】 |

【入学までに修得すべき学力・能力】

中山間地域の全世代型地域包括ケア看護を探究するために、国内外の文献を広くレビューするとともに、看護実践と理論とを結びつけて思考できることが必要である。地域医療・看護に対する深い関心と科学的探究心を持ち、課題の分析力を養うとともに、常に明確な問題意識を持ち、基礎的な研究力を高めておくことが必要である。

【入学後に身につける能力】

全世代型地域包括ケア看護学の深化・推進に貢献する質の高い看護研究者として、高い倫理観と使命感を持ち、課題解決に向け主体的に取り組む姿勢とともに、全世代のこころと身体を健康を支援する地域包括ケアを構想し、課題を追究、解決する能力を身につけることができる。さらに、地域医療・看護の質の向上と発展に寄与する研究を自ら構想・遂行する能力を修得することができる。

【入学選抜の基本方針】

入学者の選抜は、筆記試験として、専門科目(看護学)、英語、面接(口述試験)及び提出書類(修士論文及び研究計画)による総合的判定とする。専門科目(看護学)および英語においては、看護学の専門分野に関する設問と看護学の英文読解の設問により、アドミッション・ポリシーにある看護学に関連する基礎的研究力を評価する。成績証明書及び研究志望調書は面接の参考とする。

また、本学大学院において行う個別の出願資格審査により、修士の学位または専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた人に出願資格を与える。

院 第1章 「教育方針」

■ 入学選抜方法における重点評価項目（求める人物像と入学選抜方法との対応表）

区 分	基礎的研究力	明確な問題意識	看護学の探究心	社会貢献への意欲
専門科目(看護学)	○			
英語	○			
面接(口述試験)	○	○	○	○

○は重視する要素

4 地域福祉学専攻（修士課程）の「3つの方針（ポリシー）」

地域福祉学専攻（修士課程）「修了の認定に関する方針」（ディプロマ・ポリシー）

専攻の定める期間在学し、設定された授業科目を履修後、基準となる単位数以上を修得し、以下に示す資質や能力を修得するとともに、必要な研究指導を受けた上で、修士論文を提出し、その審査及び最終試験に合格した者に、修士（地域福祉学）の学位を授与する。

- ① 健康科学、共生社会、並びに地域福祉学に関する基本的知識と課題に向き合う視点を身につけていること。 **【基本的知識の修得】【思考力】**
- ② 中山間地域が抱える複合的な生活課題を調査・分析し、抽出された課題解決に向けて、倫理規範に則って研究を実施する力を身につけていること。 **【調査力】【研究遂行力】**
- ③ 中山間地域の生活課題の解決のために、地域福祉学的見地から住民主体・利用者主体の支援策を企画・立案する力を身につけていること。 **【企画・立案力】**
- ④ 中山間地域の様々な個人・機関・団体と連携・協働し、福祉実践のリーダーとして包括的支援体制を構築するために必要な構想力、実践力、指導力を身につけていること。 **【構想力】【実践力】【指導力】**
- ⑤ 福祉学の視点からみた全世代型地域包括ケアを追究・実践するための総合力を身につけていること。 **【総合力】**

修了要件

地域福祉学専攻(修士課程)の修了要件は、2年以上在学し、必修科目18単位、選択科目12単位以上を含む、合計30単位修得し、かつ必要な研究指導を受けた上で、修士論文の審査及び最終試験に合格することとする。選択科目12単位以上には、看護学専攻（博士前期課程）で開講する選択科目4単位を含めることができる。ただし、専門科目の選択科目のうち、地域福祉学特論Ⅰ（社会福祉理論領域）、地域福祉学特論Ⅱ（介護福祉領域）、地域福祉学特論Ⅲ（ソーシャルワーク領域）から4単位以上を選択必修とする。

地域福祉学専攻（修士課程）「教育課程の編成及び実施に関する方針」（カリキュラム・ポリシー）

【教育課程の考え方】

地域福祉学専攻(修士課程)では、ディプロマ・ポリシーに掲げた教育目標を達成するために、以下の教育課程を編成した。カリキュラム・ポリシーに基づき、研究科共通科目、基礎科目、専門科目、研究指導を配置する。

研究科共通科目、基礎科目、専門科目、研究指導を配置し、実践的事例の分析を含んだ講義、演習を提供することにより、中山間地域で活躍できる福祉の実践的リーダーの育成を行う。ディプロマ・ポリシーの達成に向けて、以下の方針を定め、科目ごとに達成目標・評価方法をシラバスに記載し、その到達度を評価する。

[研究科共通科目]

- ① 本学が目標とする健康科学の視点を活用できる教育を行う。

[基礎科目]

- ② 共生社会構築における中山間地域の生活課題への理解を向上させるための教育を行う。
- ③ 倫理規範を身につけ、中山間地域の生活課題を調査・分析・研究するための教育を行う。

[専門科目]

- ④ 生活課題がある中山間地域の人々を理解し、住民主体・利用者主体で課題解決に向けた支援を企画・立案するための教育を行う。
- ⑤ 生活課題がある中山間地域の人々への包括的支援体制を構想し、実践的に評価するための教育を行う。

[研究指導]

- ⑥ 福祉学の視点からみた全世代型地域包括ケアを追究・実践するための総合力を養うために、修士論文を作成する。

【学修内容及び学修方法】

研究科共通科目、基礎科目、専門科目、研究指導を配置し、実践的事例の分析を含んだ講義、演習を提供することにより、中山間地域で活躍できる福祉の実践的リーダーの育成を行う。

【学修成果の評価方法】

講義科目、演習科目においては、シラバスに記載されている到達目標の達成度に従い、成績評価の方法(発表内容や課題、レポートなど)を用いて評価する。

修士論文においては、複数の審査員が、下記の「地域福祉学専攻(修士課程)修士論文審査基準」に基づいて、①表題、②目的・背景、③研究方法、④結果、⑤考察、⑥地域福祉の視点、⑦完成度、⑧プレゼンテーションを総合的に判断し、評価する。

修士論文

○審査・評価項目

[表題]

- ・論文内容を反映した表題である。

[目的・背景]

- ・文献検討が十分されている。
- ・研究目的が明確である。
- ・新規性・独創性がある。

[研究方法]

- ・対象の選定が適切である。
- ・データ収集方法が適切である。
- ・分析方法が適切である。
- ・倫理的配慮がなされている。

[結果]

- ・目的に沿った分析結果を記述している。
- ・図表の表し方が適切である。
- ・結果の信頼性や再現性・適用範囲が明確である。

院 第1章 「教育方針」

[考察]

- ・結果に基づいた考察である。
- ・目的に沿った考察である。
- ・先行研究との比較、文献引用が適切である。

[地域福祉の視点]

- ・地域福祉学の向上、改善に役立つものである。

[完成度]

- ・論文に一貫性がある。
- ・誤字・脱字がない。
- ・文章表現が適切である。

[プレゼンテーション]

- ・わかりやすさ・説得力がある。
- ・質問に対する回答が明確である。

○審査・評価基準

上記項目についての判断をもとに、論文として適しているか否かを総合的に判定する。

特定の課題研究

○審査・評価項目

[表題]

- ・論文内容を反映した表題である。

[目的・背景]

- ・文献検討が十分されている。
- ・研究目的が明確である。

[研究方法]

- ・対象の選定が適切である。
- ・データ収集方法が適切である。
- ・分析方法が適切である。
- ・倫理的配慮がなされている。

[結果]

- ・目的に沿った分析結果を記述している。
- ・図表の表し方が適切である。
- ・結果の信頼性や再現性・適用範囲が明確である。

[考察]

- ・結果に基づいた考察である。
- ・目的に沿った考察である。
- ・先行研究との比較、文献引用が適切である。

[地域福祉の視点]

- ・地域の福祉向上、改善に役立つものである。

[完成度]

- ・論文に一貫性がある。
- ・誤字・脱字がない。
- ・文章表現が適切である。

[プレゼンテーション]

- ・わかりやすさ・説得力がある。
- ・質問に対する回答が明確である。

○審査・評価基準

上記項目についての判断をもとに、論文として適しているか否かを総合的に判定する。

地域福祉学専攻（修士課程）「入学者の受入れに関する方針」（アドミッション・ポリシー）

【基本方針】

本学研究科地域福祉学専攻（修士課程）にあつては、学校教育法施行規則第155条第1項第8号の規定に基づいて、4年制大学の卒業生だけでなく短期大学や専修学校の卒業生で一定の要件を満たす者には、個別の入学審査を行い、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる場合は、出願資格を与え、これらの学生に修学の機会を開くなど、学修意欲を持つ人々に門戸を広げることとする。

以下の事項についての関心、目的意識、意欲を持っている人を求める。

- ① 地域福祉、コミュニティデザイン、地域共生社会に高い関心を持っている人 **【関心】**
- ② 中山間地域での持続可能な社会を福祉の視点で構築したいという目的意識を持っている人 **【目的意識】**
- ③ 共生社会の視点から福祉専門職のリーダーとして実践的に活動したいという意欲を持っている人 **【意欲】**
- ④ 研究に必要な福祉に関する基本的な知識を持っている人 **【基礎知識】**

【入学までに修得すべき学力・能力】

入学時において、全世代型地域包括ケアを追究・実践するために最も基本的な地域福祉、コミュニティデザイン及び地域共生社会に高い関心を持っていることが必要である。その上で、本専攻を修了後、福祉の視点から中山間地域での持続可能な社会を構築したいという目的意識と共生社会の視点から実践的な福祉専門職のリーダーとして活躍するという意欲が必要である。そのために、福祉と地域共生社会に関する知識や見識を広げておくこと。

【入学後に身につける能力】

入学後は2年をかけて、福祉学の視点からみた全世代型地域包括ケアを追究・実践するために生活課題の解決に向けた取り組みを企画・立案・実践・評価する能力を修得する。そのために、基本的な知識、視点と倫理規範に則り、生活課題を調査・分析する能力、すべての世代が安心して暮らせるための包括的福祉支援のための能力を修得する。

【入学者選抜の基本方針】

地域福祉学専攻では4年制大学の卒業生だけでなく短期大学や専修学校の卒業生で一定の要件を満たす者には、個別の入学審査を行い、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる場合は、出願資格を与え、これらの学生に修学の機会を開くなど、学修意欲を持つ人々に門戸を広げている。

一般入試では、広く他大学の学生など上記、アドミッション・ポリシーに該当する者を対象とする。専門科目と面接を実施する。専門科目は福祉学に関する基礎知識を問う問題である。

社会人入試では、入学時点で医療・保健・福祉等の関連機関・施設、研究・教育機関、官公庁、企業などに3年以上の勤務経験を有する社会人を対象とする。小論文と面接を実施する。小論文は福祉に関する基礎知識を問う問題である。

面接では両入試区分において、関心、目的意識および意欲を評価する。

■入学者選抜方法における重点評価項目（求める人物像と入学者選抜方法との対応表）

区分	関心	目的意識	意欲	基本知識
専門科目				○
小論文				○
面接	○	○	○	

○は重視する要素

院 第2章「学修」

第2章「学修」

学修に関する下記の事項は、専攻ごとにホームページに掲載しています。

学 修 の 手 引 き

- 入学から修了までのスケジュール概要
- 開設授業科目及び単位数
- 修了要件
- 単位の修得
- 履修科目の登録
- 単位の認定
- 成績評価
- 試 験
- 授 業
- 研究計画書、研究構想発表会・中間発表会
- 論文作成
- 論文要旨作成要領
- 論文審査基準
- 修了
- 学位に関する要項・要領・基準

第3章「授業料・奨学金」

1 授業料・各種納付金

1) 入学金、授業料、後援会費

入学金、授業料、後援会費は次のとおり納入してください。

費目	納入内訳	納入期限	備考		備考
入学金	入学時	入学手続 期 間	区域内	188,000 円	末日が土・日・祝日 の場合翌営業日
			区域外	282,000 円	
授業料	前 期 分 (4月～9月)	5月末日	授業料	267,900 円	
	後 期 分 (10月～3月)	11月末日	授業料	267,900 円	
後 援 会 費	前 期 分 (4月～9月)	5月末日	入会金	10,000 円	
			会 費	10,000 円	
	後 期 分 (10月～3月)	11月末日	会 費	10,000 円	

注：金額の欄中の区域内とは、本人又はその保護者が、入学の日の属する月の初日において引き続き1年以上新見市内に住所を有する場合をいい、区域外とはそれ以外の場合をいいます。本学の卒業生は区域内に該当します。

※本学の卒業生が大学院に入学した場合、後援会費の入会金は免除されます。

2) 長期履修学生の授業料

学生が職業を有している等の事情により、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し修了する旨を申し出た時は、その計画的な履修を認めるものとして長期履修の制度が設けられています。長期履修学生がその認められた長期履修期間において納付する授業料の額は次のとおりです。

(単位：円)

区分	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	合計
修士課程及び博士前期課程の通常の場合	535,800	535,800					1,071,600
3年の長期履修の場合	357,200	357,200	357,200				1,071,600
4年の長期履修の場合	267,900	267,900	267,900	267,900			1,071,600
長期履修を3年から2年に短縮した場合	357,200	714,400					1,071,600
長期履修を4年から3年に短縮した場合	267,900	267,900	535,800				1,071,600
長期履修を4年から2年に短縮した場合	267,900	803,700					1,071,600
1年目に長期履修の申請を行い、計3年間の長期履修を認めた場合	535,800	357,200	357,200				1,250,200
1年目に長期履修の申請を行い、計4年間の長期履修を認めた場合	535,800	267,900	267,900	267,900			1,339,500

院 第3章「授業料・奨学金」

博士後期課程の通常の場合	535,800	535,800	535,800				1,607,400
4年の長期履修の場合	401,850	401,850	401,850	401,850			1,607,400
5年の長期履修の場合	321,480	321,480	321,480	321,480	321,480		1,607,400
6年の長期履修の場合	267,900	267,900	267,900	267,900	267,900	267,900	1,607,400
長期履修を4年から3年に短縮した場合	401,850	401,850	803,700				1,607,400
長期履修を5年から4年に短縮した場合	321,480	321,480	321,480	642,960			1,607,400
長期履修を5年から3年に短縮した場合	321,480	321,480	964,440				1,607,400
長期履修を6年から5年に短縮した場合	267,900	267,900	267,900	267,900	535,800		1,607,400
長期履修を6年から4年に短縮した場合	267,900	267,900	267,900	803,700			1,607,400
長期履修を6年から3年に短縮した場合	267,900	267,900	1,071,600				1,607,400
1年目に長期履修の申請を行い、計4年間の長期履修を認めた場合	535,800	401,850	401,850	401,850			1,741,350
1年目に長期履修の申請を行い、計5年間の長期履修を認めた場合	535,800	321,480	321,480	321,480	321,480		1,821,720
1年目に長期履修の申請を行い、計6年間の長期履修を認めた場合	535,800	267,900	267,900	267,900	267,900	267,900	1,875,300
2年目に長期履修の申請を行い、計4年間の長期履修を認めた場合	535,800	535,800	401,850	401,850			1,875,300
2年目に長期履修の申請を行い、計5年間の長期履修を認めた場合	535,800	535,800	321,480	321,480	321,480		2,036,040
2年目に長期履修の申請を行い、計6年間の長期履修を認めた場合	535,800	535,800	267,900	267,900	267,900	267,900	2,143,200

3) 学生教育研究災害障害保険金（学研災）と学研災付帯賠償責任保険（学研賠）

学生教育研究災害傷害保険（学研災）は、教育研究活動中におこった不慮の災害事故による学生の傷害に対する救済措置としての保険です。また、学研災付帯賠償責任保険（学研賠）は、学生が、正課、学校行事及びその往復で、他人に怪我を負わせたり、他人の財物を損壊したりしたことにより損害賠償責任が発生した場合、その支払に対応するための保険です。

本学ではこれらの保険の加入手続を行います。これらの保険は、補償内容が十分といえないため、私的な活動を対象とした任意の保険への加入を推奨しています。

【概要】

① 保険金が支払われる場合

本学の教育研究活動中(正課中、実習中、学校行事中、課外活動中)及び通学中に事故によって身体に傷害を被った場合、学生からの事故の通知及び請求が必要となりますので、事例が生じた場合には学生課に問い合わせてください。

② 保険金の種類及び支払想定金額等

・学生教育研究災害傷害保険(学研災)

保険金の種類 事故発生の状況	死亡保険金	後遺障害保険金	医療保険金 (270日限度)
ア. 正課中・学校行事中	2,000万円	120万円 ～3,000万円	3千円～30万円 (治療日数1日以上)
イ. 課外活動(クラブ活動)中以外で学校施設内にいる間 ・通学中・学校施設等相互間移動中	1,000万円	60万円 ～1,500万円	6千円～30万円 (治療日数4日以上)
ウ. 学校施設内外を問わず、課外活動(クラブ活動)中	1,000万円	60万円 ～1,500万円	3万円～30万円 (治療日数14日以上)

※医療保険金については、ア、イ、ウのいずれの事故も、入院の場合、1日につき、4千円を加算(180日限度)

・接触感染予防保険金

臨床実習中、1事故につき15,000円(定額払い)

・学研災付帯賠償責任保険(学研賠)

対人賠償と対物賠償合わせて1事故につき1億円限度(※免責金額 無)

③ 保険料と保険期間

学生教育研究災害傷害保険(学研災)・・・保険料 年間 1,000円程度

学研災付帯賠償責任保険(学研賠)・・・保険料 年間 500円程度

4) 学友会費

本学大学院に在籍する者は、新見公立大学学友会の会員になります。

学友会費は以下のとおりです。

入会金 1,000円

年会費 5,000円

ただし、年会費は大学院生から徴収しません(新見公立大学学友会会則)。

2 経済支援

1) 授業料免除及び徴収猶予

(1) 高等教育の修学支援制度による授業料等減免(国の支援制度)

学業成績等に関する基準を満たし、次の家計基準に該当するものは入学金及び授業料が全額または一部免除されます。

【算式】市町村民税の所得割の課税標準額×6%－(調整控除の額＋税額調整額)

※政令指定都市に市民税を納付している場合は、(調整控除の額＋税額調整額)に3/4を乗じた額

区分	減免額算定基準	減免額
----	---------	-----

院 第3章「授業料・奨学金」

第Ⅰ区分	100円未満	授業料の全額
第Ⅱ区分	100円以上～25,600円未満	第Ⅰ区分の減免額の2/3
第Ⅲ区分	25,600円以上～51,300円未満	第Ⅰ区分の減免額の1/3

(2) 本学独自の授業料減免及び猶予

(1) の制度の該当とならない場合も、経済的な理由により授業料の納付が困難な場合は、本学が実施する授業料の減免又は猶予を申請することができます。申請書は修学・キャリア支援センターに提出してください。

授業料の減免は、学業成績や家計の状況などを考慮し、予算の範囲内で決定されます。

i) 授業料の減免申請の概要

減 免 額	授業料の全額または半額
申請の時期	UNIVERSAL PASSPORT 掲示板でお知らせします。(申請は1年に1回のみです。)
申請書類	授業料減免申請書
添付書類	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭調書 ・住民票(世帯全員) ・所得証明書(世帯全員) ・承諾書(1年生のみ) ・同居者内に年金受給者がいる場合は、年金証書の写し

※ 授業料減免申請の決定がなされるまでの間は、授業料の納付は猶予されます。

ii) 授業料の徴収猶予の概要

猶 予 の 方 法	延期または月割分納
申 請 の 時 期	UNIVERSAL PASSPORT 掲示板でお知らせします。(申請は前期分・後期分それぞれ必要です。)
申 請 書 類	授業料猶予申請書

2) 奨学金制度

(1) 日本学生支援機構奨学金

【目的】

教育の機会均等に寄与するため、経済的理由により修学困難な者に対し学費を貸与し、国家有用の人材を育成することを目的としています。

	第一種(無利子)	第二種(有利子)
貸与月額	50,000円、88,000円 から選択	50,000円、80,000円、100,000円 130,000円、150,000円 から選択
入学時特別増額貸与奨学金	100,000円、200,000円、300,000円、400,000円、500,000円から選択	
募集時期	第一種……4月 第二種……4月(応募状況により随時採用する予定)	
条件	「学力基準」および「家計基準」を満たす人ならば申し込むことができる。	

詳しくは、事務局に問い合わせてください。

(2) 新見公立大学奨学基金

【目的】

在学生在海外又は国内における研修等へ参加するとき、または緊急な事情等により経済的に困窮したとき、貸付を行うことにより学生を援助することを目的としています。

【貸付額】

300,000円以内(無利子)

【償還】

償還期間は卒業まで

(3) その他の奨学金について

その他の実施団体が行う奨学金で、本学に募集案内があった奨学金については、その都度掲示板に掲示します。

院 第4章「大学院関係の規則、規程等」

第4章「大学院関係の規則、規程等」

1 新見公立大学大学院学則

平成26年4月1日

規則第5号

改正 平成27年4月1日規則第5号

平成27年11月1日規則第5号

平成31年4月1日規則第5号

令和元年8月1日規則第5号

令和5年4月1日規則第5号

令和5年4月1日規則第5号

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 課程、研究科、専攻、学生定員及び教育研究上の目的（第3条・第4条）
- 第3章 標準修業年限及び在学期間（第5条）
- 第4章 学年、学期及び休業日（第6条—第8条）
- 第5章 入学、退学及び休学等（第9条—第20条）
- 第6章 教育課程及び履修方法等（第21条—第26条）
- 第7章 課程の修了（第27条・第28条の2）
- 第8章 検定料、入学料及び授業料等（第29条・第30条）
- 第9章 教員組織等（第31条・第32条）
- 第10章 科目等履修生、特別聴講学生及び研究生（第33条）
- 第11章 賞罰（第34条・第35条）
- 第12章 附属施設（第36条）
- 第13章 雑則（第36条の2・第37条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 新見公立大学大学院（以下「本学大学院」という。）は、学術の理論及び応用を教授研究し、深奥を究め、学術と教育の振興を図り、保健・医療・福祉の増進と地域医療の発展に寄与するとともに、学術研究を創造的に推進する優れた研究者並びに高度で専門的な知識と能力を有する職業人を育成することを目的とする。

（自己評価）

第2条 本学大学院は、教育研究水準の向上を図るとともに、前条の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について、自ら点検及び評価を行う。

2 前項の点検及び評価について必要な事項は、別に定める。

第2章 課程、研究科、専攻、学生定員及び教育研究上の目的

（課程）

第3条 本学大学院に修士課程及び博士課程を置く。

（研究科、専攻、学生定員及び教育研究上の目的）

第4条 本学大学院に次の研究科及び専攻を置き、学生定員及び教育研究上の目的は、次のとおりとする。

第4章「大学院関係の規則、規程等」 院

研究科名	課程	専攻名	入学定員	収容定員	教育研究上の目的
健康科学研究科	博士前期課程	看護学専攻	4人	8人	保健・医療・福祉分野における様々な課題に主体的に取り組み、地域医療に貢献するとともに、総合的な調整能力とリーダーシップを有する看護専門職、看護研究者・教育者の育成を目指す。
	博士後期課程	看護学専攻	2人	6人	中山間地域に暮らす全ての世代の「こころ」と「身体」の健康を支えるために、教育研究機関、行政機関、医療機関等で、全世代型地域包括ケア看護学の深化・推進に貢献する質の高い看護研究者を育成する。
	修士課程	地域福祉学専攻	4人	8人	中山間地域の課題解決のために活躍する、福祉学の視点からみた全世代型地域包括ケアを追究・実践するリーダーを育成する。

第3章 標準修業年限及び在学期間

(標準修業年限及び在学期間)

第5条 本学大学院修士課程及び博士前期課程の標準修業年限は2年とし、在学年限は4年を超えてはならない。

2 博士後期課程の標準年限は3年とし、在学年限は6年を超えてはならない。

第4章 学年、学期及び休業日

(学年)

第6条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第7条 学年を区別して、次の2期とする。

前学期 4月1日から9月30日まで

後学期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第8条 休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 大学開学記念日

(4) 春期休業日 3月15日から3月31日まで

(5) 夏期休業日 8月1日から9月30日まで

(6) 冬期休業日 12月25日から翌年1月10日まで

2 前項の規定にかかわらず、学長は、必要があると認めた場合は、臨時に休業日を設け、又は休業日を変更することができる。

第5章 入学、退学及び休学等

(入学の時期)

第9条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、学長は、特別の事情がある場合には、後期始めに入学させることができる。

(入学資格)

第10条 本学大学院修士課程及び博士前期課程に入学することのできる者は、次の各号の

院 第4章「大学院関係の規則、規程等」

いずれかに該当する者とする。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第83条に規定する大学を卒業した者
 - (2) 学校教育法第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者
 - (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
 - (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
 - (5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
 - (6) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以降に修了した者
 - (7) 文部科学大臣が指定した者（昭和28年文部省告示第5号）
 - (8) 学校教育法第102条第2項の規定により大学院に入学した者であつて、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると学長が認めたもの
 - (9) 個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると学長が認めた者で、22歳に達したもの
 - (10) 大学に3年以上在学した者（これに準ずる者として文部科学大臣が定めるものを含む。）であつて、所定の単位を優秀な成績で修得したと学長が認めたもの
- 2 博士後期課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
- (1) 修士の学位又は専門職学位を有する者
 - (2) 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
 - (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
 - (4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
 - (5) 文部科学大臣の指定した者（平成元年文部省告示第118号）
 - (6) 個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると学長が認めた者で、24歳に達したもの
- （入学志願者の手続）

第11条 本学大学院への入学を志願する者は、本学大学院所定の書類に検定料を添えて、所定の期日までに学長に提出しなければならない。

2 提出すべき書類、提出の時期及び方法については、別に定める。

（入学者の選考）

第12条 前条に規定する入学志願者については、別に定めるところにより、選考を行う。

（入学の手続及び入学の許可）

第13条 前条の選考に合格した者は、所定の期日までに、本学大学院所定の書類を提出するとともに、公立大学法人新見公立大学の授業料等に関する規程（平成22年規程第14号）に定める入学料を納付しなければならない。

2 学長は、前項の規定による入学手続を完了した者に入学を許可する。

（転入学）

第14条 学長は、他の大学院に在籍している者で本学大学院に転入学を志願するものがあるときは、欠員のある場合に限り選考の上、研究科教授会（以下「教授会」という。）の審議を経て相当年次に入学を許可することができる。

（再入学）

第15条 第19条の規定により本学大学院を退学した者で、再び入学を希望するときは、学

第4章「大学院関係の規則、規程等」 院

長は欠員のある場合に限り選考の上、教授会の審議を経て相当年次に入学を許可することができる。

- 2 前項の規定により再入学する場合は、第11条から第13条までの規定を適用する。ただし、退学の日から1年以内に再入学する場合は、公立大学法人新見公立大学の授業料等に関する規程に定める入学料は、免除する。

(保証人)

第16条 入学（転入学及び再入学を含む。）を許可された者は、保証人を定め、本学大学院の指定する期間内に届け出なければならない。

- 2 保証人は、保護者又は独立の生計を営む成年の者でなければならない。
- 3 保証人は、学生の在学中、当該学生に関する一切の事項について責任を負うものとする。
- 4 保証人が死亡し、又はその資格を欠くに至ったときは、保証人を補充しなければならない。
- 5 保証人の住所、氏名等に変更があったときは、直ちに届け出なければならない。

(休学)

第17条 学生が疾病その他やむを得ない理由により、引き続き2箇月以上修学することができない場合は、学長の許可を得て休学することができる。

- 2 疾病のため、修学することが適当でない認められる者に対しては、学長は、休学を命ずることができる。
- 3 疾病のため休学を願い出る者は、医療機関の医師の作成する診断書を添付して学長に願い出なければならない。
- 4 休学期間は、引き続き1年を超えることができない。ただし、特別の理由があるときは、1年を限度として休学期間を延長することができる。
- 5 休学期間は、通算して2年を超えることができない。
- 6 休学期間は、第5条に規定する在学期間には算入しない。
- 7 学長は、第1項、第2項又は第4項の行為を行ったときは、教授会に報告しなければならない。

(復学)

第18条 休学期間中に復学を希望するときは、学長の許可を得て復学することができる。

(退学等)

第19条 学生が退学しようとするとき、又は他の大学院に転学しようとするときは、理由書又は医師の診断書を提出し、学長の許可を受けなければならない。

- 2 学長は、学生の学業成績が著しく不振であると認める場合は、当該学生に対して退学を勧告することができる。
- 3 学長は、第1項又は前項の行為を行ったときは、教授会に報告しなければならない。

(除籍)

第20条 次の各号のいずれかに該当する者は、学長が除籍する。

- (1) 第5条に規定する在学期間を超えた者
- (2) 第17条第4項に規定する期間を経過してなお修業できない者
- (3) 授業料の納付を怠り、督促しても納付しない者
- (4) 死亡又は行方不明の届出がなされた者

- 2 学長は、前項の除籍を行ったときは、教授会に報告しなければならない。

第6章 教育課程及び履修方法等

(授業及び研究指導)

第21条 本学大学院の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）により行うものとする。

第21条の2 教育上特別の必要があると認めるときは、夜間その他特定の時間又は時期において授業を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

院 第4章「大学院関係の規則、規程等」

(授業科目及び履修方法)

第22条 授業科目の種類及びその単位数並びに学生が修得すべき単位数は、別表のとおりとする。

2 授業科目の履修方法については、この学則に定めるもののほか、学長が別に定める。

(1年間の授業期間)

第22条の2 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

(各授業科目の授業期間)

第22条の3 各授業科目の授業は、10週又は15週にわたる期間を単位として行うものとする。ただし、教育上必要があり、かつ、十分な教育効果をあげることができると認められる場合は、この限りでない。

(研究指導・研究指導計画)

第22条の4 本学大学院は、研究指導の方法及び内容並びに1年間の研究指導の計画をあらかじめ明示する。

2 前項の研究指導に関することは別に定める。

(授業科目の成績評価基準)

第23条 試験等の評価は、授業の到達目標に基づいた絶対評価とし、客観性及び厳格性を確保することとする。

2 成績の評価は、秀、優、良、可及び不可の評語をもって表し、秀、優、良及び可をもって合格とし、不可は不合格とする。

3 前項の基準、評語等については別に定める。

(研究指導の成績評価基準)

第23条の2 本学大学院は、学位論文に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準に従って適切に行う。

2 前項の基準等については別に定める。

(他の大学院における授業科目の履修等)

第24条 教育上有益と認めるときは、他の大学院との協議に基づき、学生に当該大学院の授業科目を履修させることができる。

2 前項の規定により修得した単位については、10単位を超えない範囲で修了の要件となる単位として、教授会の審議を経て学長が認定することができる。

3 前2項の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(他大学等での研究指導)

第24条の2 修士課程及び博士課程の各研究科において教育研究上有益と認めるときは、学生が他の大学の大学院又は研究所等において必要な研究指導を受けることを当該大学又は研究所等との協議に基づき認めることができる。ただし、修士課程及び博士前期課程の学生について認める場合には、当該研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。

2 前項の規定により学生が受けた研究指導は、課程修了の要件となる必要な研究指導とみなすことができる。

(入学前の既修得単位等の取扱い)

第25条 教育上有益と認めるときは、第13条第2項の規定により入学を許可される前に、他の大学の大学院において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修により取得したものを含む。)及び前条第1項の規定により与える単位については、合わせて、10単位を超えない範囲で、本学大学院における授業科目の履修により修得したものとみなし、教授会の審議を経て、学長が認定することができる。ただし、修業年限を短縮することはできない。

2 第14条の規定により転入学又は第15条の規定により再入学を許可された者の既に履修

第4章「大学院関係の規則、規程等」 院

した授業科目について修得した単位の取扱い及び在学すべき年数については、教授会の審議を経て学長が決定するものとする。

3 前2項の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(長期にわたる教育課程の履修)

第26条 学長は、学生が職業を有している等の事情により、第5条に規定する標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し課程を修了することを希望する旨を申し出たときは、教授会の審議を経て、その計画的な履修を認めることができる。

2 前項に関して必要な事項は、別に定める。

第7章 課程の修了

(修了の要件)

第27条 修士課程及び博士前期課程の修了の要件は、当該課程に2年以上在学し、別表の定めるところにより、必要な単位数を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、本学大学院の行う修士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、当該課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

2 博士後期課程の修了要件は、当該課程に3年以上在学し、別表の定めるところにより、必要な単位数を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、本学大学院の行う博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間については、特に優れた業績を上げた者については、博士課程に3年（修士課程又は博士前期課程に2年以上在学し当該課程を修了した者については2年を、前項ただし書の規定により修了した者については当該在学期間それぞれを含む。）以上在学すれば足りるものとする。

3 前項ただし書きの規定にかかわらず、第10条第2項第6号に該当する者の在学期間については、特に優れた業績を上げた者については、博士課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

4 修士論文、博士論文の審査及び最終試験については、別に定める。

(修了の認定及び学位の授与)

第28条 前条の規定による要件を備えた者には、学長は、教授会の審議を経て修了を認定し、修了証書を授与する。

2 学長は、修了した者には、新見公立大学学位規程（平成22年規程第61号）の定めるところにより学位を授与し、学位記を交付する。

(教育職員免許)

第28条の2 教育職員の免許状を受ける資格を得ようとする学生は、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）に規定する所定の単位を修得しなければならない。

2 前項の資格を取得できる免許状の種類は、次のとおりとする。

研究科名	課程	専攻名	免許
健康科学研究科	博士前期課程	看護学専攻	養護教諭専修免許

第8章 検定料、入学料及び授業料等

(検定料等の額)

第29条 本学大学院の検定料、入学料及び授業料等の額並びに納付方法については、別に定める。

(授業料の減免)

第30条 学業成績優秀な者であって、授業料の負担が困難と認められるものについて、別に定めるところにより、その授業料を減免することができる。

第9章 教員組織等

院 第4章「大学院関係の規則、規程等」

(教員組織)

第31条 本学大学院の授業及び研究指導を担当する教員は、新見公立大学の教授、准教授、講師及び助教の中からこれを充てる。

2 前項に規定する者のほか、必要があるときは、客員教授又は非常勤講師を加えることができる。

(教授会)

第32条 本学大学院に教授会を置く。

2 教授会は、研究科長並びに研究科で科目を担当する専任の教授、准教授及び講師をもって組織する。

3 教授会の運営に関し必要な事項は、学長が別に定める。

第10章 科目等履修生、特別聴講学生及び研究生

(科目等履修生等)

第33条 本学大学院の開設授業科目のうち、1科目又は数科目を選んで聴講を志願する者があるときは、授業、研究及び設備に妨げのない限りにおいて、学長は、選考の上、教授会の審議を経て科目等履修生として入学を許可することができる。

2 他の大学の大学院の学生で、大学院の授業科目の履修を志願する者があるときは、当該大学院との協議に基づき、特別聴講学生として履修を認めることができる。

3 本学大学院において、所定の授業科目に関連した学術の研究を志願する者があるときは、当該研究科の教育及び研究に支障がない限りにおいて、学長は、選考の上、教授会の審議を経て研究生として入学を許可することができる。

4 科目等履修生、特別聴講学生及び研究生に関し必要な事項は、学長が別に定める。

第11章 賞罰

(表彰)

第34条 学生として表彰に値する行為があった者については、学長は、これを表彰することができる。

2 学長は、前項の表彰を行ったときは、教授会に報告しなければならない。

(懲戒)

第35条 この学則に違反し、又は学生の本分に反する行為をした者は、学長が懲戒する。

2 前項の懲戒の種類は、訓告、停学及び退学とする。

3 前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する学生に対して行うことができる。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 正当な理由がなくて出席が常でない者

(3) 本学大学院の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

4 学長が行う戒告、停学及び退学の懲戒処分は、別に定める懲戒の基準（平成22年基準第10号）及び懲戒手続き（平成27年規程第109号）により行うものとする。

第12章 附属施設

(付属施設)

第36条 本学大学院の附属施設については、新見公立大学学則（平成22年規則第1号）第40条の規定を準用する。

第13章 雑則

(学則の準用)

第36条の2 大学院の授業の方法、単位、1年間の授業時間、各授業科目の授業時間、履修方法、単位の授与、大学等以外の教育施設等における学修については、大学学則第21条第2項、第22条から第22条の3まで、第23条第2項から同条第4項まで、第24条第1項及び第27条の規定を準用する。この場合において、同則第22条第2項中「卒業研究」とあるのは「特別研究」と、第24条第1項中「他の大学（短期大学及び高等専門学校並びに外国の大学及び短期大学を含む。以下同じ。）で」とあるのは「他の大学、専門職大学又は短期大学において」と、第27条第1項中「学生が行う短期大学又は高等専門学

第4章「大学院関係の規則、規程等」 院

校の専攻科における」とあるのは「学生が大学の定めるところにより他の大学、専門職大学又は短期大学において履修した授業科目について」と、同条第2項中「前条第2項の規定により修得したものと認めた単位数と合わせて、60単位」とあるのは「大学院学則第24条第2項の規定により修得したものと認めた単位数と合わせて、10単位」と読み替えるものとする。

(委任)

第37条 この学則に定めるもののほか、本学大学院の運営に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年4月1日規則第5号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年11月1日規則第5号）

この規則は、平成27年11月1日から施行する。

附 則（平成31年4月1日規則第5号）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和元年8月1日規則第5号）

この規則は、令和元年8月1日から施行する。

附 則（令和5年4月1日規則第5号）

- 1 この学則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第22条の別表及び第27条の規定は、令和5年度以降に入学する者について適用し、令和5年3月31日に在籍する者については、なお従前の例による。
- 3 令和5年4月1日以降において、本学大学院に再入学をした者に係る規定の適用については、当該者の属する同一年次に在学する者に関する規定の例による。
- 4 第4条の規定にかかわらず、令和5年4月1日から令和7年3月31日までの間における収容定員は、次のとおりとする。

研究科名	課程	専攻名	令和5年度の収容定員（人）	令和6年度の収容定員（人）
健康科学研究科	博士前期課程	看護学専攻	9※	8
	博士後期課程	看護学専攻	2	4
	修士課程	地域福祉学専攻	4	8

※従前の看護学研究科看護学専攻の収容定員5人を含む。

附 則（令和5年4月1日規則第5号）

- 1 この学則は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第22条、第27条関係）

1 健康科学研究科 看護学専攻 博士前期課程

設置科目	科目名	必修単位	選択単位	修了要件	
共通 科目	研究 科	健康科学特論	2		共通科目から10単位以上（必修科目6単位含む。）
		健康科学英語特論		2	
	看護 学専 攻	看護研究特論	2		
		看護実践と倫理		2	
		看護教育特論		2	
		地域医療支援特論	2		
	学校保健特論		2		

院 第4章「大学院関係の規則、規程等」

専 門 科 目	地域生	看護管理特論		2	研究課題に関連した領域の科目から選択し4単位、2領域の選択外の科目から4単位以上
		精神保健特論		2	
		統計学特論		2	
	活支援	地域支援看護学特論		2	
		高齢者ケア特論		2	
	看護学	地域ケアマネジメント特論		2	
		在宅看護支援特論		2	
	療養支 援看護 学領域	療養支援看護学特論		2	
		看護技術特論		2	
		成人看護支援特論		2	
		育成看護支援特論		2	
	演習 ・ 研究	看護学課題演習	2		
		特別研究Ⅰ	4		
		特別研究Ⅱ	6		
<p>修了要件及び履修方法</p> <p>看護学専攻博士前期課程の修了要件は、共通科目から10単位以上（必修6単位を含む。）、専門科目の2領域のうちから各自の研究課題に関連した領域の科目から選択し4単位、2領域の選択外の科目から4単位以上、看護学課題演習2単位、特別研究Ⅰ4単位及び特別研究Ⅱ6単位の合計30単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上で、修士論文の審査及び最終試験に合格すること。</p> <p>選択科目12単位以上には、地域福祉学専攻修士課程で開講する選択科目4単位を含めることができる。</p>					

2 健康科学研究科 看護学専攻 博士後期課程

設置科目	科目名	必修単位	選択単位	修了要件
基盤科目	看護学研究方法特講	2		共通科目から4単位以上（必修科目4単位含む。）
	地域包括ケア看護学特講	2		
	応用看護統計学		2	
	精神保健ケア特講		2	
専門科目	地域生活支援システム看護学特講		3	研究課題に関連した科目から選択し3単位
	継続療養支援開発看護学特講		3	
研究科目	看護学特別研究Ⅰ	4		
	看護学特別研究Ⅱ	4		
	看護学特別研究Ⅲ	4		
<p>修了要件及び履修方法</p> <p>看護学専攻博士後期課程の修了要件は、基盤科目から4単位以上、各自の研究課題に関連した専門科目から選択し3単位、特別研究Ⅰの4単位及び特別研究Ⅱの4単位、特別研究Ⅲの合計19単位以上修得し、かつ必要な研究指導を受けた上で、博士論文の審査及び最終試験に合格すること。</p>				

3 健康科学研究科 地域福祉学専攻 修士課程

第4章「大学院関係の規則、規程等」 院

設置科目		科目名	必修単位	選択単位	修了要件
共通 科目	研究 科	健康科学特論	2		共通科目から2単位以上 (必修科目2単位含 む。)
		健康科学英語特論		2	
基礎科目		福祉共生社会特論	2		
		地域福祉学研究方法論	2		
		社会調査特論		2	
		量的調査特論		2	
		質的調査特論		2	
専門科目		地域福祉学特論Ⅰ（社会福祉理論領域）		2	4単位以上
		地域福祉学特論Ⅱ（介護福祉領域）		2	
		地域福祉学特論Ⅲ（ソーシャルワーク領域）		2	
		地方政策学特論		2	
		地域包括ケア福祉学特論	2		
		コレクティブ・インパクト特論		2	
		専門演習	2		
研究科目		地域福祉学特別研究Ⅰ	4		
		地域福祉学特別研究Ⅱ	4		
修了要件及び履修方法 必修科目18単位、選択科目12単位以上を含む、合計30単位以上修得し、かつ必要な研究指導を受けた上で、修士論文の審査及び最終試験に合格すること。選択科目12単位以上には、看護学専攻（博士前期課程）で開講する選択科目4単位を含めることができる。指導教員が担当する地域福祉学特別研究Ⅰ及び地域福祉学特別研究Ⅱを履修すること。指導教員が担当する選択科目を2単位以上修得すること。専門科目の選択科目のうち、地域福祉学特論Ⅰ（社会福祉理論領域）、地域福祉学特論Ⅱ（介護福祉領域）、地域福祉学特論Ⅲ（ソーシャルワーク領域）から4単位を選択必修とする。					

2 新見公立大学大学院入学資格審査要項

平成25年10月31日

要項第20号

改正 平成31年 4月 1日要項第20号

（趣旨）

第1条 この要項は、新見公立大学大学院学則（平成26年規則第5号）第10条第9号に規定する本学大学院の個別の入学資格審査（以下「審査」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

（対象者）

第2条 審査を受けることができる者は、短期大学、高等専門学校、専修学校、各種学校の卒業生及びその他の教育機関の修了者等で入学までに満22歳に達するものとする。

（申請）

第3条 審査を受けようとする者は、指定された期日までに、次に掲げる書類を学長に提出しなければならない。

院 第4章「大学院関係の規則、規程等」

- (1) 出願資格認定申請書（様式第1号）
- (2) 業績調書（様式第2号）
- (4) 最終学歴の卒業証明書及び成績証明書
- (5) その他必要と認める書類

（入学資格審査会）

第4条 学長は、前条の申請を受理したとき、入学資格審査会（以下「審査会」という。）を置かなければならない。

2 審査会は、次に掲げる者をもって組織し、会長は研究科長をもって充てる。

- (1) 研究科長
- (2) 研究科長が指名した教員3人

（審査方法）

第5条 審査会は第3条に規定する提出書類等に基づき審査を行うものとする。

（審査の報告及び通知）

第6条 審査会は、審査の結果を学長に報告するものとする。

2 学長は、前項の報告に基づき、その結果を申請者に通知するものとする。

（その他）

第7条 この要項に定めるもののほか、審査について必要な事項は、学長が定める。

附 則

この要項は、平成25年10月31日から施行する。

附 則（平成31年4月1日要項第20号）

この要項は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和5年4月1日要項第20号）

この要項は、令和5年4月1日から施行する。

第4章「大学院関係の規則、規程等」 院

様式第1号(第3条関係)

新見公立大学大学院健康科学研究科 _____ 学専攻(_____ 課程)出願資格認定申請書
 年 月 日

新見公立大学長 様

申請者住所
 ふりがな
 申請者氏名 印
 生年月日 年 月 日生

年 月 日に実施される新見公立大学大学院健康科学研究科 _____ 学専攻(_____ 課程)の入学試験に出願したいので、出願資格の認定を申請します。

審査を希望する 出 願 資 格 (該当するものにレ)	(入試区分)	(出願資格)	
	<input type="checkbox"/> 一般入試	<input type="checkbox"/> 出願資格8) <input type="checkbox"/> 出願資格9) <input type="checkbox"/> 出願資格10)	
	<input type="checkbox"/> 特別入試(社会人)	<input type="checkbox"/> 出願資格5) <input type="checkbox"/> 出願資格6)	
志 望 専 攻	健康科学研究科 _____ 学専攻(_____ 課程)		
履歴事項			
学 歴	年 月		
	年 月		
	年 月		
資 格 免 許 等	取得免許等の種類	取得年月日	許 証 番 号

院 第4章「大学院関係の規則、規程等」

特記事項 関係学会への加入 等があれば記入	学会 年 月加入
-----------------------------	----------

- (注) 1 履歴事項が全て記入できない場合は別紙で添付する。
- 2 「資格免許等」の欄は専攻分野に関連する資格免許等について記入する。

第4章「大学院関係の規則、規程等」 院

様式第2号(第3条関係)

業 績 調 書

年 月 日

申請者氏名 印

1 履 歴 事 項		
職 歴	年 月	
	年 月	

(注) 「職歴」の欄は、職歴の全てについて記入し、職名、地位等についても記入してください。

2 研究等の業績			
論文等の名称	発表年月日	発表雑誌等の名称	論 文 等 の 概 要

(注)

- 1 本書類により全てが記入できない場合は、適宜同様の様式により追加してください。
- 2 「論文等の名称」の欄には、学术论文等についてそれぞれ年月順に古いものから番号を付して記入してください。
- 3 「論文等の概要」の欄には、論文等の概要について200字程度で記入する。なお、共著の場合には、本人を含め著者全員の氏名を当該著書・学术论文等に記載された順に記入してください。
- 4 添付書類として学术论文等の中で主要なもの1編を選定し、全文の写しを添付してください。

3 社会における活動	
年 月	
年 月	

院 第4章「大学院関係の規則、規程等」

3 新見公立大学学位規程

平成22年4月1日

規程第61号

改正 平成26年4月1日規程第61号

平成27年4月1日規程第61号

平成29年4月1日規程第61号

平成31年4月1日規程第61号

令和3年4月1日規程第61号

(趣旨)

第1条 この規程は、学位規則（昭和28年文部省令第9号）第13条及び新見公立大学学則（平成22年規則第1号。以下「学則」という。）第30条第2項及び新見公立大学大学院学則（平成26年規則第5号。以下「大学院学則」という。）第28条第2項の規定に基づき、新見公立大学（以下「本学」という。）において授与する学位について必要な事項を定めるものとする。

(学位の種類)

第2条 本学において授与する学位は、学士、修士及び博士とし、授与する学位の種類は次のとおりとする。

(1) 学士の種類

健康科学部健康保育学科 学士（保育学）

健康科学部看護学科 学士（看護学）

健康科学部地域福祉学科 学士（地域福祉学）

(2) 修士の種類

健康科学研究科看護学専攻 修士（看護学）

健康科学研究科地域福祉学専攻 修士（地域福祉学）

(3) 博士の種類

健康科学研究科看護学専攻 博士（看護学）

(学位の授与)

第3条 学士の学位は、学則第30条の規定に基づき教授会の審議を経て、本学の学部を卒業した者に学位を授与し、学位記を交付するものとする。

2 修士の学位は、大学院学則第28条の規定に基づき新見公立大学研究科教授会（以下「研究科教授会」という。）の審議を経て、本学の大学院研究科の修士課程又は博士前期課程において所定の課程を修了した者に学位を授与し、学位記を交付するものとする。

3 博士の学位は、大学院学則第28条の規定に基づき研究科教授会の審議を経て、本学の大学院研究科の博士後期課程において所定の課程を修了した者に学位を授与し、学位記を交付するものとする。

4 前項に定めるもののほか、博士の学位は、本学大学院の博士後期課程を経ない者であっても、本学に学位論文を提出し、研究科の行う博士論文の審査に合格し、かつ、大学院学則第28条の規定に基づき研究科教授会の審議を経て、本学大学院の博士後期課程を修了した者と同等以上の学力があると確認された者にも授与するものとする。

(学位論文の提出資格)

第4条 修士の学位の授与にかかる学位論文（大学院学則第27条第1項に規定する修士論文（以下「修士論文」という。））は、修士課程に2年以上（大学院学則第27条第1項ただし書の規定の適用を受けるものについては、所定の期間以上）在学し、修了に必要な単位を修得した者又は修得できる見込みである者でなければ提出することができない。

2 博士の学位の授与にかかる学位論文（大学院学則第27条第2項に規定する博士論文（以下「博士論文」という。））は、博士後期課程に3年以上（大学院学則第27条第2項ただし書の規定の適用を受けるものについては、所定の期間以上）在学し、修了に

第4章「大学院関係の規則、規程等」 院

必要な単位を修得した者又は修得できる見込みである者でなければ提出することができない。

3 第3条第4項の規定により博士の学位論文を提出できる者は、本学大学院の博士後期課程を修了した者と同等以上の学力があると確認された者とする。

(修士論文の事前届出)

第5条 修士論文を提出しようとする者は、あらかじめ研究指導教員の承認を得た論文題目を別に定める期日までに新見公立大学大学院健康科学研究科長（以下「研究科長」という。）に届け出なければならない。

(学位の申請)

第6条 修士論文等は、別に定める期日までに研究科長に提出しなければならない。

2 修士論文等には、必要に応じ、参考論文を添付することができる。

3 研究科長は、必要があるときは、当該修士論文等に関係ある資料を提出させることができる。

(審査等の付託)

第7条 研究科長は、修士論文等を受理したときは、その審査及び最終試験を研究科教授会に付託する。

(学位論文の審査)

第8条 学位論文の審査は、研究科教授会において審査委員会を設けて行う。

2 審査委員会は、研究科教授会を構成する教授3人以上の委員で組織する。

3 前項の規定にかかわらず、研究科教授会が必要と認めたときは、2人以内に限り、本学大学院研究科の教授、准教授及び講師をもって審査委員に充てることができる。

4 前2項に規定する者のほか、研究科教授会が必要と認めたときは、他の大学院又は研究所等の教員等を審査委員に加えることができる。

(最終試験)

第9条 最終試験は、提出された修士論文等を中心として、口述により行うものとする。

(審査等の期間)

第10条 修士論文等の審査及び最終試験については、在学期間内に終了しなければならない。

(審査委員の報告)

第11条 審査委員は、修士論文等の審査及び最終試験を終了したときは、速やかにその結果をまとめて、文書をもって研究科教授会に報告しなければならない。

(修士の学位授与及び学長への報告)

第12条 研究科教授会は、前条の報告に基づき、学位授与の可否を判定し、研究科長は、その結果を文書で学長に報告するものとする。

2 前項の判定には、研究科教授会の構成員（新見公立大学大学院研究科教授会規程第6条ただし書に該当する者は除く。）の3分の2以上の出席者を必要とし、かつ、出席者の3分の2以上の賛成がなければならない。

(学位の名称)

第13条 本学の学位を授与された者が、その学位の名称を用いるときは、「新見公立大学」と付記するものとする。

(学位授与の取消し)

第14条 学長は、学位を授与された者が不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき、又はその名誉を汚辱する行為があったときには、学士については教授会、修士及び博士については研究科教授会の審議を経て当該学位を取り消すことができる。

2 学長は、前項の規定に基づき当該学位を取り消したときは、学位記を返還させ、かつ、その旨を公表するものとする。

(学位記の様式)

第15条 学位記の様式は、学士については様式第1号、修士及び博士については様式第2

院 第4章「大学院関係の規則、規程等」

号のとおりとする。

(委任)

第16条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、学士については教授会、修士及び博士については研究科教授会の審議を経て学長が定める。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年4月1日規程第61号)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年4月1日規程第61号)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年4月1日規程第61号)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年4月1日規程第61号)

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年4月1日規程第61号)

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年4月1日規程第61号)

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

様式第1号(第15条関係)

学士の学位記の様式

		第〇〇〇号
卒 業 証 書 学位記		
大学印章	〇 〇 〇 〇	
	〇〇年〇〇月〇〇日生	
本学健康科学部〇〇学科所定の課程を修めて卒業したことを認め学士(〇〇学)の学位を授与する		
〇〇年〇〇月〇〇日		
新見公立大学		
学長	職印	

院 第4章「大学院関係の規則、規程等」

様式第2号(第15条関係)

修士及び博士の学位記の様式

		第〇〇〇号
学 位 記		
<div style="border: 1px solid black; width: 150px; height: 100px; margin: 0 auto;">大学印章</div>	〇 〇 〇 〇 〇〇年〇〇月〇〇日生	
本学大学院健康科学研究科〇〇学専攻所定の単位 を修得し学位論文の審査及び最終試験に合格し たので〇士(〇〇学)の学位を授与する 〇〇年〇〇月〇〇日		
新見公立大学 学長	<div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 50px; margin: 0 auto;">職印</div>	

4 新見公立大学大学院履修規程

平成26年4月1日

規程第105号

改正 平成28年 4月 1日規程第105号

平成31年 4月 1日規程第105号

令和 2年 4月 1日規程第105号

令和 3年 4月 1日規程第105号

(趣旨)

第1条 この規程は、新見公立大学大学院学則(平成26年規則第5号。以下「大学院学則」という。)第22条第2項の規定に基づく授業科目の履修並びに第27条の規程に基づく修士論文及び博士論文(以下「修士論文等」という。)の審査及び試験に関し、必要な事項について定めるものとする。

(研究指導教員)

第2条 研究指導教員は、特定の課題についての研究(以下「プロジェクト研究」という。)又は演習を担当する専任の教員とする。

2 学生は、第1年次の所定の日までに研究指導教員を定め、授業科目の選択、修士論文等又はプロジェクト研究の成果の作成その他研究一般について、その指導を受けなければならない。

3 前項の場合において、研究指導教員を定めるときは、当該教員の承認を必要とする。

4 研究指導教員は、新見公立大学大学院研究科教授会(以下「教授会」という。)がやむを得ない事情があると認めた場合のほか、変更することはできない。

(授業科目の履修)

第3条 学生は、毎学期の履修登録期間内に履修しようとする全ての授業科目を登録しなければならない。ただし、選択科目にあつては、開講から授業時数の3分の1を超えない日までに申し出れば履修科目の変更ができるものとする。

(単位の授与)

第4条 履修科目の単位の認定は、試験によって行うものとする。ただし、試験に代えて論文、レポート等により行うことができる。

(修士論文等の提出及び審査)

第5条 修士論文は、修士課程に2年以上在学し、かつ、必要な研究指導を受け、所定の授業科目を30単位以上修得した者又は修得見込みの者でなければ提出することができない。

2 博士論文は、博士後期課程に3年以上在学し、かつ、必要な研究指導を受け、所定の授業科目を19単位以上修得した者又は修得見込みの者でなければ提出することができない。

3 前2項の在学の期間に関しては、優れた業績を上げた者で教授会が特に認めた場合はこの限りでない。

4 修士論文等の審査及び最終試験は、別に定める。

(授業科目の試験)

第6条 試験の実施は、各授業科目の担当教員がこれを行う。

(追試験)

第7条 各授業科目の担当教員は、病気その他やむを得ない事情により試験を受けることのできなかつた者に対しては、追試験を実施することができる。

(再試験)

第8条 再試験は、原則として実施しない。

(受験資格等)

第9条 出席時数が授業時数の3分の2に満たない者は、単位の認定を受けることができない。

院 第4章「大学院関係の規則、規程等」

- 2 授業科目の担当教員は、対外交流に伴う届出のある欠席時数について、授業科目の履修に支障がないと認められる範囲内において、欠席時数とみなさないことができる。
- 3 試験の開始から30分を超えて遅刻した者は、試験を受けることができない。
- 4 試験の開始から30分を経過するまでは退室することができない。正当な理由なく退室する場合には、その試験は不合格とする。

(学生の責務)

第10条 授業科目の登録を変更しようとする者は、履修科目変更届を提出しなければならない。

- 2 学生は、大学院学則、この規程及び授業科目の担当教員又は試験監督者の指示事項を遵守し、試験を受けなければならない。
- 3 追試験を受けようとする者は、医師の診断書又は欠席の理由を証明する書類を添えて、当該試験の日から7日以内に追試験願を提出し、許可を得て試験を受けなければならない。

(試験監督者の責務)

第11条 試験監督者は、その授業科目の担当教員が行うものとする。ただし、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

- 2 試験監督者は、試験が公正かつ正常に実施できるよう努めなければならない。
- 3 試験監督者は、試験の実施及び不正行為等の処置に関する全ての権限を有するものとする。

(成績の評価)

第12条 評点は100点満点とし、秀を90点以上、優を80点以上90点未満、良を70点以上80点未満、可を60点以上70点未満、不可を60点未満とする。

(不正行為とその処置)

第13条 試験における不正行為とは、カンニング行為、他人の論文・レポートの盗用、不正な引用等、公正な試験及び成績の評価が侵されると認められる全ての行為及び試験会場の秩序を乱すなど、正常な試験等の実施を妨害する行為をいう。

- 2 試験において不正行為を行った者は、当該科目を不合格とする。
- 3 試験中に学生の不正行為があった場合には、試験監督者は、関係資料を没収するとともに、当該学生を退室させなければならない。
- 4 不正行為に該当する事例が生じた場合は、試験監督者と教務課長で事実を確認し、当該学生の弁明を聴取した上で学長に報告して処置しなければならない。この場合、学長は教授会に報告するものとする。
- 5 不正行為が明確な意図を持って行われた場合又は試験等の実施に重大な影響を与えた場合には、懲戒処分の対象とする。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年4月1日規程第105号)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年4月1日規程第105号)

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年4月1日規程第105号)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年4月1日規程第105号)

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年4月1日規程第105号)

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

5 新見公立大学大学院長期履修規程

平成26年4月1日

規程第106号

改正 平成27年4月1日規程第106号

平成31年4月1日規程第106号

(趣旨)

第1条 この規程は、新見公立大学大学院学則（平成26年規則第5号。以下「大学院学則」という。）第26条第2項の規定に基づき、長期にわたる教育課程の履修に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 長期履修（大学院学則第26条第1項に規定する計画的な履修をいう。以下同じ。）の申請をすることができる者は、大学院に入学を許可された者又は大学院の学生（長期履修の許可を受けずに博士前期課程及び修士課程2年目又は博士後期課程3年目に在学する者を除く。）であって、次のいずれかに該当することにより大学院学則第5条第1項に規定する標準修業年限で修了することが困難であると認められる者とする。

(1) 職業を有している者

(2) その他長期履修が必要となる相当の理由がある者

(履修期間)

第3条 長期履修の期間は1年単位とし、長期履修を適用せずに在学する期間を通算して大学院学則第5条第2項に規定する在学年限を超えることはできないものとする。

2 休学の期間は、前項の期間に算入しない。

(申請)

第4条 長期履修を志願する者は、次に掲げる書類を、別に定める期日までに学長に提出しなければならない。

(1) 長期履修申請書（様式第1号）

(2) 長期履修が必要であることを証明する書類

(3) その他学長が必要と認める書類

(長期履修の許可)

第5条 前条の申請に対しては、新見公立大学大学院研究科教授会（以下「教授会」という。）の審議を経て学長が許可する。

2 前項の許可に当たり、長期履修期間中の各学期の修得単位数の上限を設けることができる。

(長期履修期間の変更)

第6条 長期履修を認められた者（以下「長期履修学生」という。）が、当該期間の変更を希望する場合は、長期履修期間変更申請書（様式第2号）並びに第4条第2号及び第3号に規定する書類を別に定める期日までに学長に提出しなければならない。

2 長期履修期間の変更は、在学中1回限りとする。

3 第1項の申請は、前条第1項の規定を準用する。

(長期履修の許可の取消し)

第7条 長期履修学生が大学院学則及び諸規程に違反したとき、学生としての本分に反する行為をしたとき又は長期履修に関し虚偽の申請をしたことが判明したときは、学長は、教授会の審議を経て長期履修の許可を取り消すことができる。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年4月1日規程第106号）

院 第4章「大学院関係の規則、規程等」

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成31年4月1日規程第106号）

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和5年4月1日規程第106号）

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

第4章「大学院関係の規則、規程等」 院

様式第1号(第4条関係)

長期履修申請書

年 月 日

新見公立大学長 様

研究科 _____ 専攻 _____
学籍番号(受験番号) _____
氏名 _____

下記のとおり長期にわたる教育課程の履修を申請します。

記

入学年月日	年 月 日
長期履修期間	年 月 日から 年 月 日まで(年間)
現住所	〒 _____ 電話番号 _____
勤務先	名称・種等
	所在地
理由	
履修計画	
指導教員の所見	署名 _____

院 第4章「大学院関係の規則、規程等」

様式第2号(第6条関係)

長期履修期間変更申請書

年 月 日

新見公立大学長 様

研究科 _____ 専攻 _____
学籍番号 _____
氏名 _____

下記のとおり長期履修期間の変更を申請します。

記

入 学 年 月 日	年 月 日
許可済の履修期間	年 月 日から 年 月 日まで(年間)
変更後の履修期間	年 月 日から 年 月 日まで(年間)
変 更 の 理 由	
変更後の履修計画	
指導教員の所見	署名 _____

第4章「大学院関係の規則、規程等」

6 新見公立大学の学生成績評価に GPA 制度を併用するための規程

(趣旨)

第1条 この規程は、学生の成績を厳密かつ客観的に評価し、履修指導等に活用することを期するため、新見公立大学学則(平成22年規則第1号。以下「学則」という。)第25条の学修の評価及び新見公立大学大学院学則(平成26年規則第5号。以下「大学院学則」とい (Grade Point Average) 制度を導入し、その評価方法等について定めるものとする。

(読替え及び点数化)

第2条 GPAを評価するには、次の方法によって、これを読み替えて点数化するものとする。

- (1) 学則第25条に規定する学修評価の点数化については、秀を4点、優を3点、良を2点、可を1点、不可を0点とする。
- (2) 大学院学則第23条に規定する成績評価の点数化については、秀を4点、優を3点、良を2点、可を1点、不可を0点とする。

(GPAの計算)

第3条 GPAの計算は、次の方法によってするものとする。

- (1) 学則第25条に規定する学修評価のGPAの計算については、秀と評価された科目の単位数に4を乗じた数値、優と評価された科目の単位数に3を乗じた数値、良と評価された科目の単位数に2を乗じた数値、可と評価された科目の単位数に1を乗じた数値及び不可と評価された科目の単位数に0を乗じた数値の総計を、秀と評価された科目の単位数、優と評価された科目の単位数、良と評価された科目の単位数、可と評価された科目の単位数及び不可と評価された科目の単位数の総計で除した数値をGPAとする。ただし、GPAは、小数点第3位までを計算してこの桁を四捨五入し、有効数字3桁で表現するものとする。
- (2) 大学院学則第23条に規定する成績評価のGPAの計算については、秀と評価された科目の単位数に4を乗じた数値、優と評価された科目の単位数に3を乗じた数値、良と評価された科目の単位数に2を乗じた数値、可と評価された科目の単位数に1を乗じた数値及び不可と評価された科目の単位数に0を乗じた数値の総計を、秀と評価された科目の単位数、優と評価された科目の単位数、良と評価された科目の単位数、可と評価された科目の単位数及び不可と評価された科目の単位数の総計で除した数値をGPAとする。ただし、GPAは、小数点第3位までを計算してこの桁を四捨五入し、有効数字3桁で表現するものとする。

(GPA評価科目)

第4条 GPA評価は、当該学生が入学等により本学の当該学部の学籍及び当該研究科の学籍を取得してから評価時まで評価された科目を通算して行うものとする。評価時点で不可と評価された科目で、再試験等の再評価が終了していない科目については、不可として評価する。ただし、学則第26条、第27条及び第28条並びに大学院学則第24条及び第25条に該当する科目については、GPA評価の対象としない。

(GPA評価の表示)

第5条 GPAを表示する場合には、原則として評価対象となった科目の総単位数を併せて表示する。

2 GPA評価を表示する文書の種類及び方法は、別に定める。

(席次の評価)

第6条 学生の席次を評価する必要がある場合は、GPAを用いて評価するものとし、GPAの数値が大きい者を上位とし、GPAの数値が同一の場合はGPA評価対象となった科目の総単位数の多い者を上位とし、GPA評価対象となった科目の総単位数が同数の場合は優と評価された科目数の多い者を上位とする。これらの数値がすべて同一の場合は、同一の席次とする。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年4月1日規程第67号)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年4月1日規程第67号)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年4月1日規程第67号)

この規程は、平成31年4月1日から施行する。